

## 熊本県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

熊本県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領（以下「実施要領」という。）の実施細則を次のように定める。

### （法人格）

第1条 熊本県福祉サービス第三者評価機関認証基準（以下「認証基準」という。）（1）アに規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等の営利法人などをいい、法人の形態は問わない。

### （資格等）

第2条 認証基準（1）イに規定する業務、資格等は、次のとおりとする。

（1）「所属」とは、評価機関との間で、常勤、非常勤を問わず雇用関係にあること又は委託等の契約を結び評価業務に従事することをいう。なお、評価調査者は、熊本県が認証した複数の評価機関に同時に所属することはできない。

（2）組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者とは次の者をいう。

ア 組織運営管理業務を3年以上経験している次の者

常勤職員が10人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役職員又は、法人組織内で10人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に従事している者

イ 組織運営管理業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士など社会福祉事業の経営を行ううえで必要かつ専門的な知識を有している者

（3）福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者とは次の者をいう。

ア 次の資格を有する者で、当該業務を3年以上経験しているもの

（ア）医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、栄養士、理学療法士、作業療法士

（イ）（ア）以外の資格で、県がこれと同等と認める資格を有し、当該業務を3年以上経験しているもの

イ 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を3年以上経験しているもの

大学、短大、専門学校において、福祉、医療、保健分野の教育・研究に3年以上従事している者

ウ 福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者で、当該業務を3年以上経験しているものと同等の能力を有していると認められるもの

社会福祉関係の行政に3年以上従事した経験を有する者

(有識者)

第3条 認証基準（2）アに規定する「有識者」とは、第2条（2）イ、同条（3）のいずれかに該当する者をいう。

(評価機関が関係する事業者)

第4条 認証基準（2）イに規定する「評価機関が関係する事業者」とは、評価機関が、コンサルタント業務、会計業務、調理業務などを通じて経営等に関係しているか、又は過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設及び事業所をいう。

(評価調査者が関係する事業者)

第5条 認証基準（2）ウに規定する「評価調査者が関係する事業者」とは、次の各号に掲げる法人が経営する施設及び事業所をいう。この場合において、「所属」とは、当該法人の理事、役員等であること、又は常勤、非常勤を問わず雇用関係にあることをいう。

- (1) 評価調査者が現に所属する法人又は過去3年の間に所属していた法人
- (2) 評価調査者の4親等以内の親族が現に所属する法人
- (3) 評価調査者が現に利用している法人又は過去3年の間に利用していた法人
- (4) 評価調査者の4親等以内の親族が現に利用している法人

(公開)

第6条 認証基準（4）に規定する「公開」とは、ホームページでの公開や評価機関の事務所において書類を備えて置くなど、誰もが閲覧できる状態にしておくことをいう。

(募集手続き)

第7条 実施要領第3条に規定する募集の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 県は、隨時評価機関の募集を行い、認証を受けようとする法人にその内容、手続等を周知する。
- (2) 評価機関として認証を受けようとする法人は、法人としての基本要件及び評価調査者確保に関する要件について県との事前協議を行い、その評価機関としての適格性について確認しておく。
- (3) 評価機関として認証を受けようとする法人は、評価調査者を確保したうえで、正式に認証申請を行う。

(認証申請書)

第8条 実施要領第4条第1項の規定により認証申請を行う者は、法人名、所在地、代表者名を記載した申請書（認証様式1）に、次に掲げる書類を添えて県に申請しなければならない。なお、書類のうち、（2）及び（3）については、法人設立中の場合は、法人設立申請が受理されていることの証明書を添付し、法人が認可され次第書類を提出するものとする。

- (1) 定款、寄附行為等
- (2) 法人登記簿謄本（3ヶ月以内のもの、写し可）

- (3) 法人の事業計画書及び事業報告書
  - (4) 予算書及び決算書（貸借対照表を含む。）
  - (5) 役員名簿（認証様式2）
  - (6) 第三者評価事業運営に関する誓約書（認証様式3）
  - (7) 会員等状況届出書（認証様式4）
  - (8) 評価調査者名簿（認証様式5）
  - (9) 評価調査者証（写）
  - (10) 評価委員会を構成する委員名簿（認証基準（2）アに該当する場合）（認証様式6）
  - (11) 第三者評価の実施範囲等に関する誓約書（認証様式7）
  - (12) 第三者評価に関する守秘義務規程
  - (13) 第三者評価に関する倫理規程
  - (14) 苦情窓口及び苦情解決規程
  - (15) 標準的な評価の流れを示す書類、料金表及び契約書様式
  - (16) その他必要と判断される資料
- 2 実施要領第4条第2項の規定により認証申請を行う者は、法人名、所在地、代表者名を記載した申請書（認証様式12）に、次に掲げる書類を添えて県に申請しなければならない。ただし、申請できるのは、直近の3年以内に評価実績を有する評価機関とする。
- (1) 他の都道府県で認証を受けている福祉サービス第三者評価機関認証書の写し
  - (2) 評価機関情報の公表基準（熊本県福祉サービス第三者評価機関情報公表要領（別記）様式）
  - (3) 第三者評価事業運営に関する誓約書（認証様式3）
  - (4) 評価調査者名簿（認証様式5）
  - (5) 第三者評価の実施範囲等に関する誓約書（認証様式7）
  - (6) 標準的な評価の流れを示す書類及び料金表
  - (7) その他知事が必要と認める資料

#### （認証更新申請書）

- 第9条 実施要領第6条第1項の規定により認証の更新を行う者は、法人名、所在地、代表者名を記載した申請書（認証様式13）に、次に掲げる書類を添えて、認証の有効期間満了の1か月前までに、県に申請しなければならない。
- (1) 第8条第1項（1）から（15）に掲げる書類。ただし、（5）から（15）について、既に届け出た内容に変更がない場合は省略することができる。
  - (2) 実施要領第6条第1項において更新時研修を受講しなければならない評価機関については、研修受講を証明するもの又は研修受講誓約書（認証様式14）

#### （認証書の交付）

- 第10条 実施要領第4条第3項の規定による評価機関の認証は、熊本県福祉サービス第三者評価機関認証書（認証様式11）の交付をもって行う。
- 2 実施要領第6条の規定による認証の更新は、熊本県福祉サービス第三者評価機関認証（更新）書（認証様式15）の交付をもって行う。

(変更及び辞退の届出)

第11条 実施要領第7条の規定により県への届出内容の変更及び事業廃止辞退の届出を行う者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 熊本県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届出書（認証様式8）

(2) 熊本県福祉サービス第三者評価機関廃止辞退届出書（認証様式9）

(事業報告)

第12条 実施要領第9条第1項の規定による報告は、事業実績報告書（認証様式10）による。

附 則

この実施細則は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成18年5月15日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成24年7月30日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和2年（2020年）11月20日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和3年（2021年）8月23日から施行する。